

# 倉吉市交通安全計画(案)の概要

倉吉市総務部防災安全課

## 1. 倉吉市交通安全計画とは…

第11次倉吉市総合計画で掲げる基本目標「安全・安心で快適に暮らせるまち」の実現に向けて、交通安全対策基本法第26条第1項の規定に基づき、本市の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱及び当該施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めるものです。

## 2. 計画期間

平成29年度から平成32年度(4年間)

## 3. 計画の内容

道路交通環境の整備等のハード面の施策と、交通安全思想の普及、救助・救急活動の充実、被害者支援の推進等のソフト面の施策を掲げた倉吉市交通安全計画は、『道路交通の安全』と『踏切道における交通の安全』の2部で構成しています。

### 【第1部】 道路交通の安全

#### 1 交通安全計画における目標

平成32年までに

- 年間の交通事故死者数を1人以下とします。(事故発生24時間以内)
- 年間の交通事故死傷者数を79人以下とします。

#### 2 道路交通安全施策を考える視点(重点的に対応すべき事象)

- (1) 高齢者、子ども及び障がい者の安全確保
- (2) 歩行者及び自転車利用者の安全確保
- (3) 生活道路における安全確保
- (4) 飲酒運転の根絶

#### 3 道路交通安全のための施策

上記の重点的に対応すべき事象を踏まえつつ、次の7つを柱とし、交通安全施策を実施します。

##### (1) 道路交通環境の整備

- ◎生活道路における人優先の安心・安全な歩行空間の整備
- ◎幹線道路における交通安全対策の推進
- ◎交通安全施設等整備事業の推進
- ◎歩行者空間のバリアフリー化
- ◎自転車利用環境の総合的整備
- ◎交通需要マネジメントの推進(輸送効率の向上、公共交通機関の利用促進)
- ◎交通安全に寄与する道路交通環境の整備

## (2) 交通安全思想の普及徹底

- ◎段階的かつ体系的な交通安全教育の推進(年齢等の段階に応じた交通安全教育)
- ◎交通安全に関する普及啓発活動の推進(年間4回の交通安全運動の推進)
- ◎交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進
- ◎住民の参加・協働の推進(地域の実情に即した活動の推進、地区要望制度等の活用)

## (3) 安全運転の確保

- ◎運転車教育等の充実(個々の運転適正等を踏まえた教育の推進)
- ◎安全運転管理の推進(安全運転管理者等に対する指導の徹底)

## (4) 飲酒運転の根絶

- ◎飲酒運転の根絶に向けたより一層の普及啓発活動の強化
- ◎飲酒運転追放都市宣言の実施

## (5) 高齢者の交通安全対策

- ◎安全運転サポート車の普及・啓発の推進
- ◎運転免許自主返納制度の推進

## (6) 救助・救急活動の充実

- ◎救助・救急体制の整備・拡充
- ◎心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進

## (7) 被害者支援の推進

- ◎自動車損害賠償保険制度の充実等(無保険車両対策の徹底、自動車保険等への加入促進)

## **【第2部】踏切道における交通安全**

### 1 交通安全計画における目標

- 倉吉市内で踏切事故が発生しないことを目指します。

### 2 踏切道における交通安全のための施策

#### (1) 踏切道の構造の改良及び整備の促進

#### (2) 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施

#### (3) 踏切道の統廃合の促進

#### (4) その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置

- ◎交通安全意識の向上等を図るための広報活動の実施

#### **【問い合わせ先】**

倉吉市総務部防災安全課(防災安全係)  
〒682-8611 倉吉市葵町 722 番地  
[TEL]0858-22-8162 [FAX]0858-22-1087  
[E-mail]bousai@city.kurayoshi.lg.jp